

尼崎市市民活動情報発信支援制度「はるる」と「くばるん」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の市民活動団体が実施する公益的な事業について、当該事業に係る周知、広報を支援することにより市民活動の推進を図ることを目的として、一つの手続きにより本市各公共施設に、当該事業に係るチラシ及びポスター等の広報物（以下「広報物」という。）の掲出又は設置又はその両方（以下、「掲出等」という。）を依頼することができる、尼崎市市民活動情報発信支援制度「はるる」と「くばるん」（以下、「本制度」という。）の実施に当たって、必要な事項を定めるものとする。

(利用できる者)

第2条 本制度を利用できる者は、市民活動団体（本市の区域内において、公共の利益又は社会貢献を目的とした活動に取り組む、非営利の法人その他の団体をいう。以下同じ。）とする。

(対象とする事業の要件)

第3条 本制度を利用できる事業は、原則本市の区域内で実施する事業で、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 国又は地方公共団体による補助金又は負担金、後援を受けて実施する事業
- (2) 本市の各生涯学習プラザ、各地域総合センター等の公共施設の登録団体が実施する事業で、公益的なもの
- (3) 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会ボランティアセンターの登録団体が実施する事業で、公益的なもの
- (4) その他、市民活動団体が実施する公益的な事業

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、前項の規定にかかわらず、本制度を利用できないものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が委託、主催する事業又は共催する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 非営利であることが判断できない事業
- (4) その他、第1条に定める本制度の趣旨に合致しない事業

(対象とする広報物の要件)

第4条 本制度によって掲出等ができる広報物は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たしていることがわかる表記のあること
- (2) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれのないこと
- (3) 政治、宗教、思想に関する記載のないこと

(掲出等を行う施設)

第5条 本制度によって掲出等を行う施設(以下、「対象施設」という。)は、「はるる」と「くぼるん」利用申込書(様式第1号)(以下、「申込書」という。)に記載のとおりとする。

(利用の申し込み)

第6条 本制度の利用を希望する者は、対象とする事業の実施日(募集等を行う事業にあつては、当該募集を開始する日)の14日前までに、申込書に対象とする広報物の案を添えて協働推進課又は任意の対象施設に提出することにより、申し込みを行うものとする。

2 掲出等を行うチラシの上限は、一千部とする。

(対象施設における利用の受け付け)

第7条 第6条の規定によって申込書の提出を受けた対象施設の所管課又は指定管理者は、申込書の記載に不備のないことを確認し、その一式を速やかに協働推進課に送致するものとする。

(利用の受け付け及び承認)

第8条 協働推進課は、第6条又は第7条の規定によって申込書を受理した後、速やかに利用の可否を判断するものとする。

2 前項の判断に当たっては、必要に応じて、申し込みを行った者に資料の提出及び広報物の案の修正を提示し、利用に向けて必要な措置を講じるものとする。

3 協働推進課は、前第1項の結果について、提出のあった様式第1号に記載の上、申し込みを行った者に連絡するとともに、利用を承認するときは、第9条によって広報物の提出を受ける施設の所管課又は指定管理者に連絡するものとする。

(広報物の提出)

第9条 第8条第1項によって利用を承認された者は、速やかに広報物の一式を協働推進課又は任意の対象施設に提出するものとする。

2 前項の提出に当たっては、掲出等を希望する対象施設ごとに、封筒に封入するなどによって仕分けし、宛先表を貼付しなければならない。

(広報物の掲出等の依頼)

第10条 協働推進課は、第9条により広報物の提出を受けたときは、速やかに対象施設の所管課又は指定管理者への当該広報物の送付をもって、その掲出等の依頼を行うものとする。

2 対象施設の所管課又は指定管理者は、第9条により広報物の提出を受けたときは、当該対象施設に掲出するものを除いた上で、速やかに協働推進課にこれを送致するものとする。

る。

(広報物の掲出等の実施)

第 11 条 第 10 条によって広報物の送致を受けた対象施設の所管課又は指定管理者は、速やかにその掲出等を行うものとする。ただし、掲出等を行う場所がなく、これが困難な場合は、この限りではない。

2 前項によって掲出等を行う期間は、対象とする事業の実施日又は実施期間の最終日（募集等を行う事業にあつては、当該募集を締め切る日）までとする。

3 前項に定める期間を経過した広報物については、当該施設の責任においてこれを処分するものとする。

4 本条第 1 項ただし書きによって掲出等を行うことができなかつた広報物については、前第 2 項に定める期間を経過するまでの間、掲出等が行えるよう努めるものとし、当該期間の経過後は、前第 3 項の規定に従い、これを処分するものとする。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。